

2012年11月30日

聴覚障害者制度改革推進大阪本部 様

民主党 大阪第5区 尾辻かな子

前略

貴会の障害者福祉施策に関する公開質問状について、以下、回答いたします。
どうぞよろしくお願いたします。

1．障害者総合支援法について

民主党は、2012年の通常国会で、障害者自立支援法を廃止し、障害者の範囲に難病等を加えること等を内容とする障害者総合支援法を成立させました。引き続き、支給決定のプロセスや就労支援のあり方など障害者総合支援法の検討項目について見直しを進め、支援法の一層の拡充を図るべく取り組んでまいります。

2．市町村等のコミュニケーション支援事業について

居住する市町村によって受けるコミュニケーション支援の範囲や内容が異なってしまう現状について、問題があると認識しています。現状が少しでも改善されるよう、皆様方のご意見をお聞かせ頂きながら、取り組んでまいります。

3．意思疎通支援従事者派遣事業等について

ご指摘された現状であると認識しています。政策実現までできるかは不透明ですが、現状を少しでも改善するために、皆様方のご意見をお聞かせ頂きながら、取り組んでまいります。

4．行政機関におけるアクセシブルな情報提供について

ご指摘のとおりであると思います。政策実現までできるかは不透明ですが、現状を少しでも改善するために、皆様方のご意見をお聞かせ頂きながら、取り組んでまいります。

5 - 1．

問題があると考えます。

5 - 2．

政見放送では、放送局側のご配慮により手話通訳がつかます。

6．障害者差別禁止法について

障がいのある人も無い人も共に生きる共生社会を実現するため、障がいを理由とする差別の禁止に関する障害者差別禁止法の制定をめざします。「国連障害者権利条約」の

批准をめざしていく中で、日本国内で、障がいをもつ人の完全な参加と平等を阻んでいる法的・制度的障壁を取り除くために様々な見直しが必要となります。皆様方のご意見もお聞かせ頂きながら、取り組んでいきたいと考えます。

7. 情報・コミュニケーションを保障する法律・制度の必要性について

改正障害者基本法では、手話が言語に含まれることが明記され、言語を含む意思疎通の手段について、選択の機会が確保されなければならないという規定も置かれました。しかし、これらの規定だけでは不十分で、さらなる法的・制度的整備が必要であると認識します。その一環として手話言語法（仮称）の制定が求められていますが、その実現にむけて、取り組んでまいります。

8. その他

民主党は、生活の中で仕事や育児や介護に追われながら、政治に関わる時間を持ってない人、声をだす力すら残っていないマイノリティの声を拾う政党にならなければならないと思います。強い人は自助でどうにでもなりますが、スタートラインが違ったら、世代が違ったら、自助ではどうにもできない壁ができます。

社会的不利な立場に置かれている人々の傍らでその小さな声に耳を傾け、政策に昇華し、実行するそんな新民主党をつくりたいと考えます。政治がすべてをバラ色に変えてくれることはありませんが、政治でしか変えられない部分もあります。いろいろな個性を持った人が共に生きられる社会になるためには、その代表もいろいろな個性があっていいはずです。いろいろなバックグラウンドを持った人の声が集まることで政策は磨かれます。その一助を担いたいと考えています。

引き続き、障がい当事者・関係者の皆様方のご意見を尊重しながら、障がい者施策を着実に進めることが何よりも重要であると考えていますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上